

公費解体・自費解体制度説明資料

令和6年3月

津幡町役場生活環境課

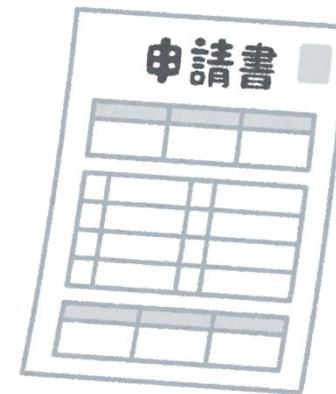
公費解体制度とは

令和6年能登半島地震により損壊した町内の被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図るため、当該物件所有者の申請に基づき、**町が所有者に代わって、解体・撤去する制度**です。



自費解体制度とは

令和6年能登半島地震により損壊した町内の被災家屋等について、すでに解体・撤去を実施済みの方、これから解体工事を発注する方を対象に、
解体・撤去に要した費用を償還する制度です。



公費解体・自費解体

これから解体・撤去の方法を選択される方へ

	メリット	デメリット
公費解体	<ul style="list-style-type: none">・ 業者選定の負担がない・ 一時的にも費用負担が発生しない	解体作業までに時間を要する
自費解体	早く解体作業を実施できる	<ul style="list-style-type: none">・ 一時的な費用負担が発生する・ 全額償還されない可能性がある

対象となる解体・撤去物①

○ 被災した家屋

□り災証明書で「**全壊**」「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」と判定された家屋とその基礎

※基礎部分の解体については、3階建て以下の戸建て住宅が対象。

□家屋に付属する倉庫・車庫・浄化槽・便槽など

※住宅と一体的に解体する場合のみ対象。

対象となる解体・撤去物②

○ 被災した事業所

□町が認定調査を行い「半壊」以上かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認める、中小企業または公益法人等の事務所等とその基礎

・アパート ・事務所 ・工場 ・倉庫 ・店舗 など

※基礎部分の解体については、戸建て住宅以外は2階建てかつ高さ10m以下の建物のみ対象となります。

□事務所等に付属する浄化槽・便槽など

※事務所等と一体的に解体する場合のみ対象

対象となる解体・撤去物③

○ その他

□町が認定調査を行い「半壊」以上かつ生活環境
保全上、解体・撤去が必要と認めるもの

⇒り災証明書が発行されない納屋、空家、集会所、神社仏閣（鳥居等含む）等

※現地調査（すでに取壊済みのものは写真判定）にて判断。生活環境課
まで「被災証明書交付申請書」をご提出ください。

□カーポート、温水器など

※住宅と一体的に解体する場合のみ対象

対象となる中小企業、公益法人等の範囲について

○中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（同条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む。）で、下表のいずれかに該当する企業者です。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

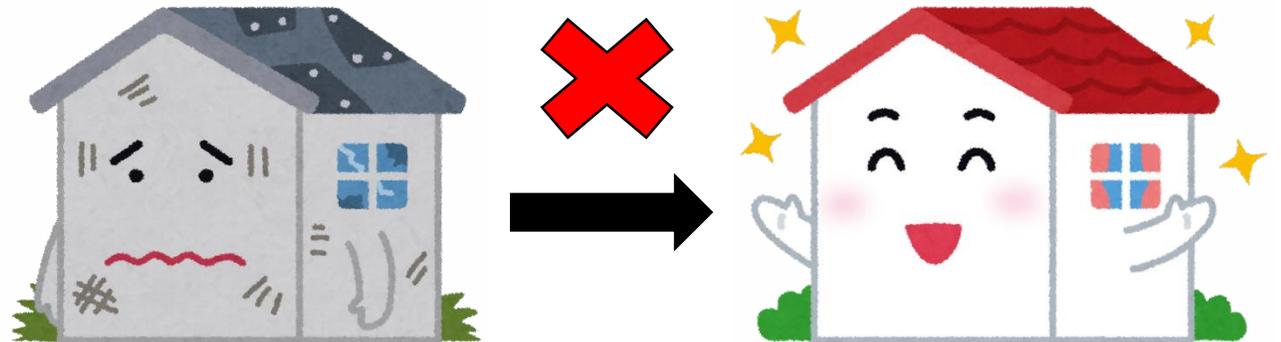
○公益法人等とは、以下のような法人等をいいます。

- 学校法人 宗教法人 福祉法人 など

対象とならない解体・撤去物①

被災家屋全体を解体するものが対象です。

リフォームに伴う解体や、屋根・外壁など建物の一部のみを解体する場合は対象外です。

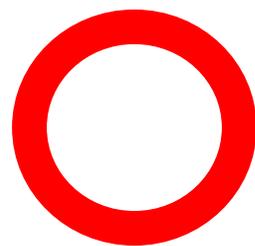
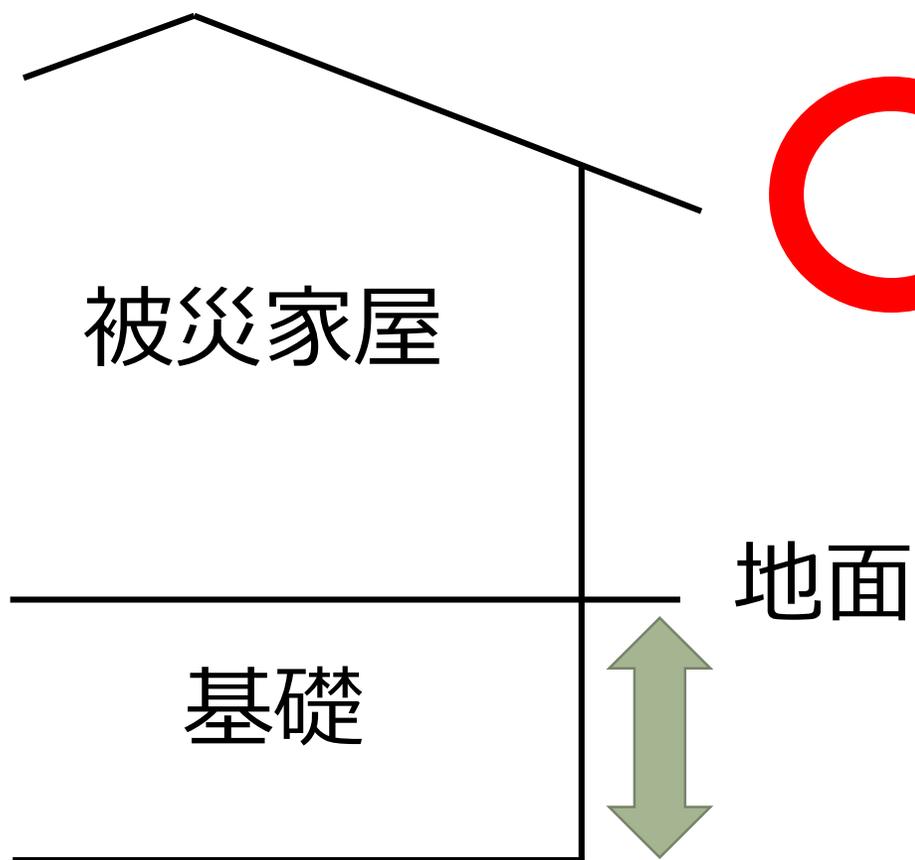


対象とならない解体・撤去物②

○ その他

- 4階建て以上の戸建て住宅の基礎
- 戸建て住宅以外のアパート・事業所・店舗等の基礎（3階建て以上かつ高さ10m以上）
- 単独で解体する浄化槽・便槽・カーポート
- 地下室 □ 敷設物（アスファルト等）
- 事業所の設備・機械類
- ブロック塀・灯籠・よう壁（基本的に対象外）

被災家屋等の解体の対象範囲①

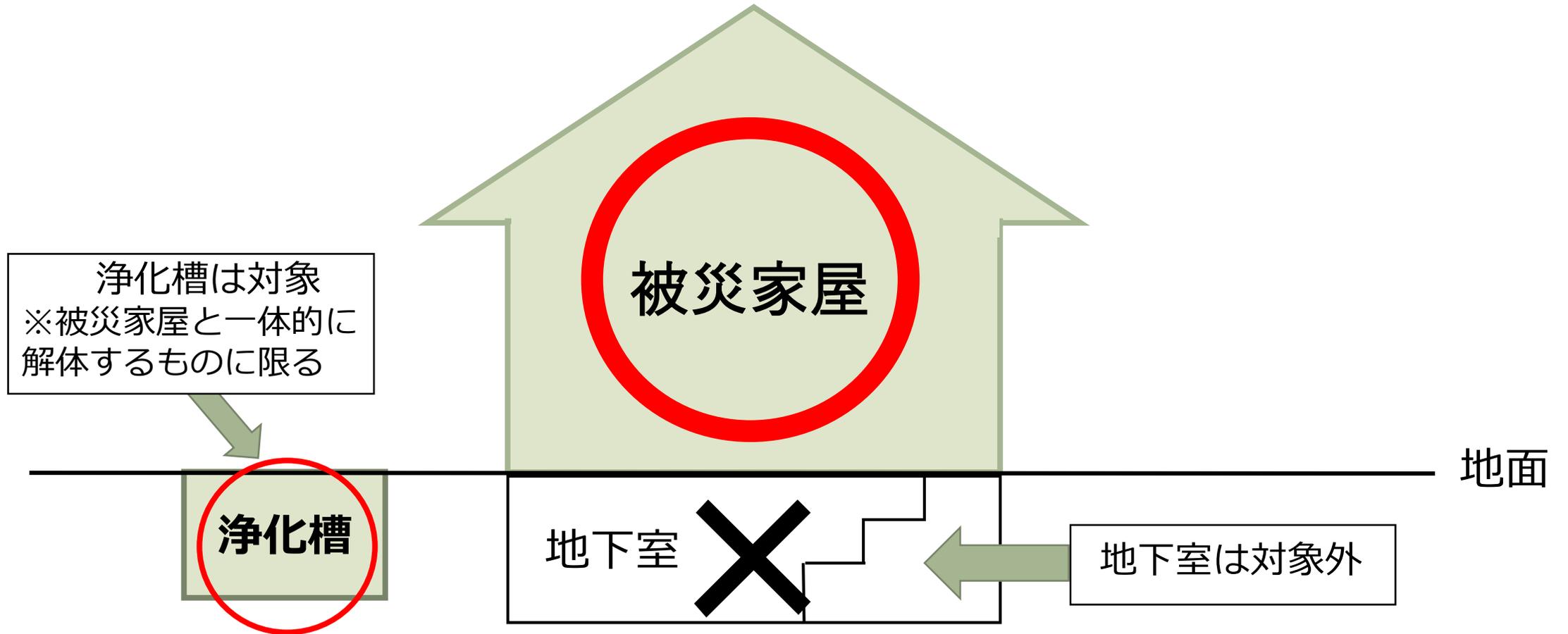


以下の被災家屋等の基礎は、
解体・撤去の対象となります。

- ・ 戸建て住宅は、3階建て以下の建物
- ・ 戸建て住宅以外の建築物は、
2階建てかつ高さ10m以下の建築物

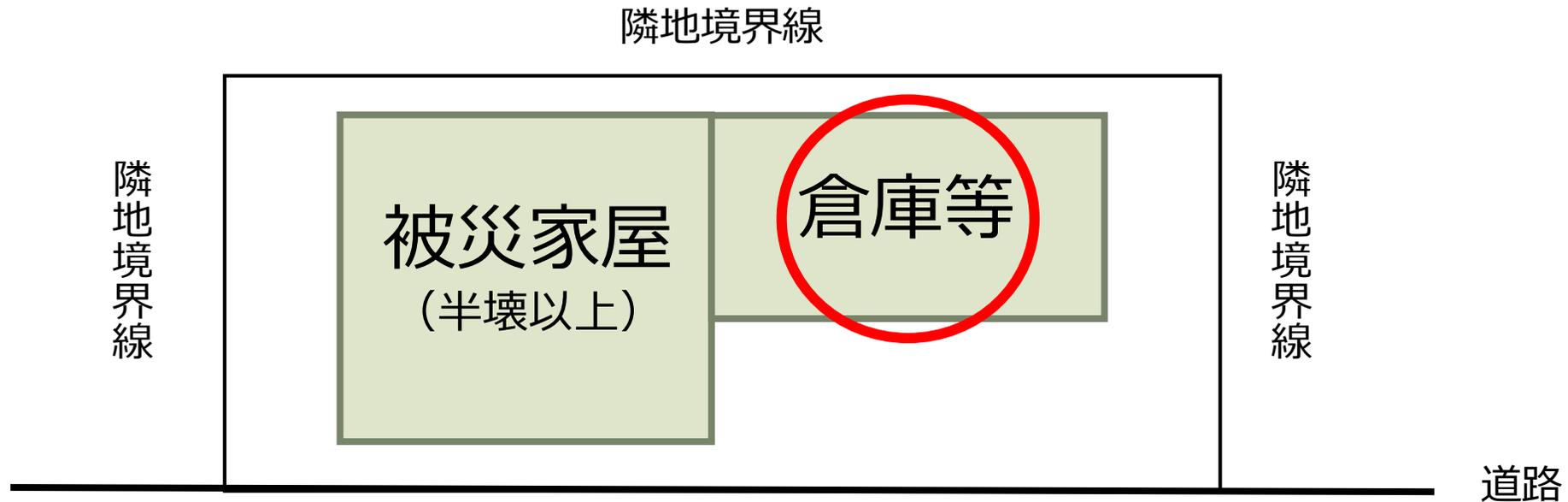
被災家屋等の解体の対象範囲②

【地下埋没物の解体の対象範囲について】



被災家屋以外の対象建築物 参考図①

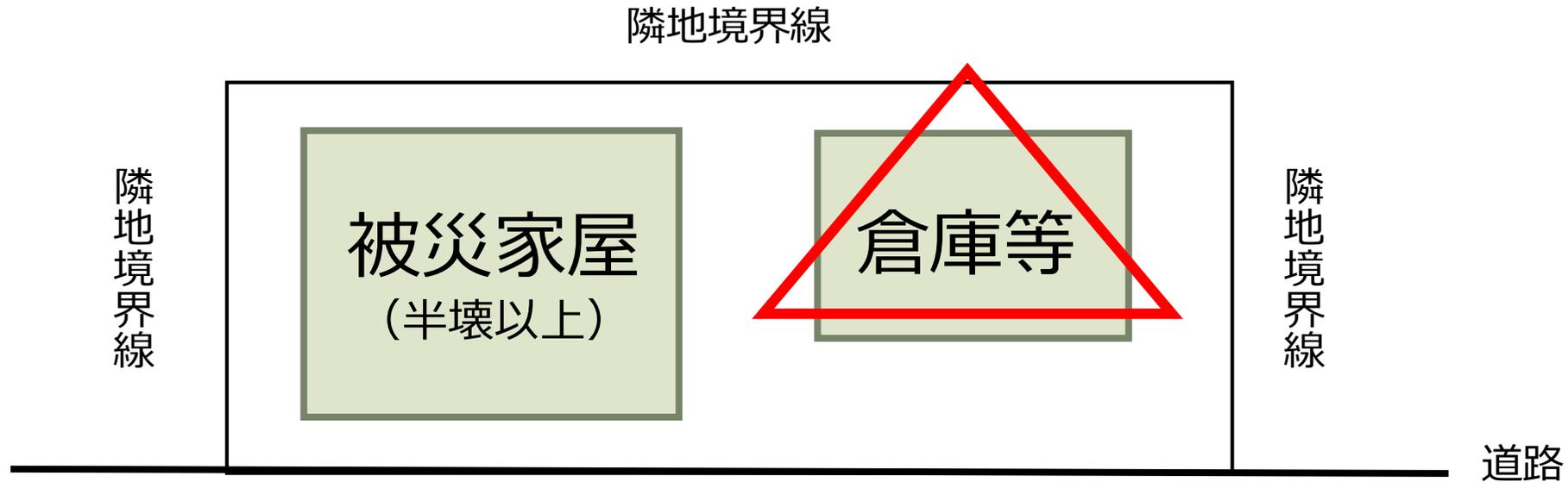
【被災家屋に倉庫等が隣接している場合】



○判定を受けていない倉庫等の建物について、被災家屋と隣接（屋根が接続等）しているものは、被災家屋と一体的に解体します。

被災家屋以外の対象建築物 参考図②

【被災家屋と倉庫等が離れている場合】



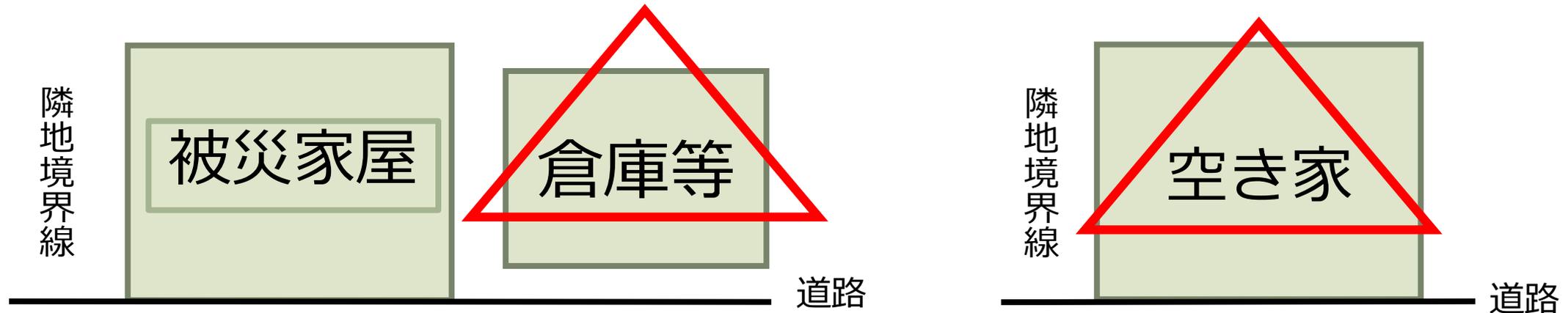
○被災家屋と離れた位置にあるものは、現地調査（すでに取り壊済みのものは写真判定）の結果、半壊以上とみなされれば対象となります。

※被災家屋を解体せず、倉庫等を単体で解体する場合も、半壊以上と認められる場合に限ります。

被災家屋以外の対象建築物 参考図③

【被災家屋の敷地外にある
倉庫等の場合】

【空き家の場合】



- どちらの場合も、**半壊以上のものが対象**となります。
- 解体の対象となるか調査します**ので、生活環境課まで「被災証明書交付申請書」をご提出ください。

対象範囲 <住宅用>



… 対象



… 現地確認で対象となるかを確認

項目		り災証明	被災証明	備考
住宅・併用住宅		○		○主たる住居部分と基礎が対象 ※建物の基礎を残す工事は可能 ※浄化槽、便槽は対象だが、工事後の客土は実施しない
倉庫・車庫	住宅と一体的に解体	△		○住家と一体的なものについては対象
	単体解体		○	○町が認定調査を行い「半壊」以上と判定されれば対象
空家			○	○町が認定調査を行い「半壊」以上と判定されれば対象

対象範囲 <事業用>

- ... 対象
- △ ... 現地確認で対象となるかを確認
- × ... 対象外

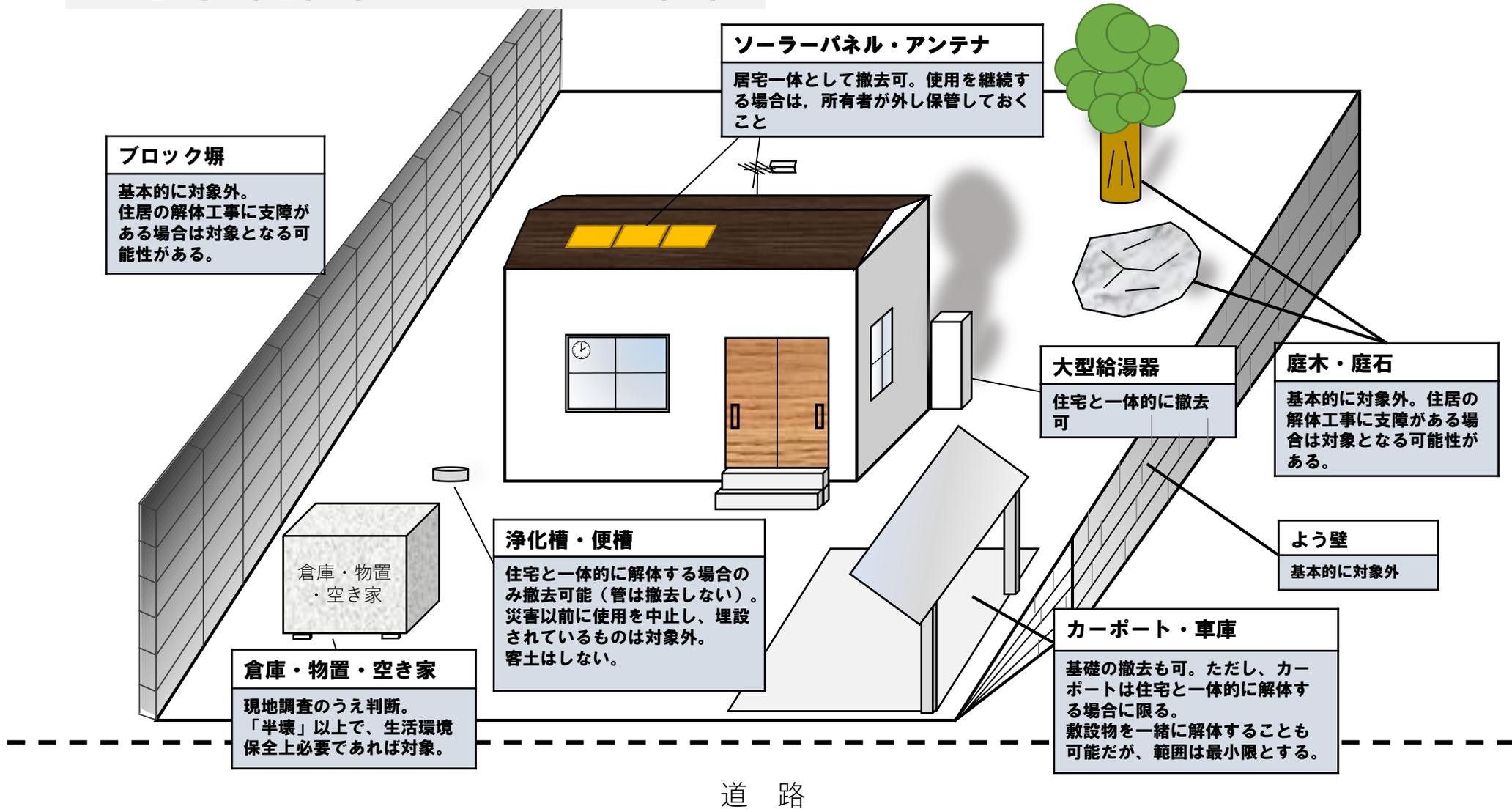
項目		り災証明	被災証明	備考
アパート・賃貸		○		※賃貸借契約が終了していない場合は、借家人の同意が必要
事務所・工場 倉庫(業)	大企業		×	○町が認定調査を行い「半壊」以上と判定された中小企業者の事務所が対象
	中小企業		○	
店舗	大企業		×	×以下の条件を満たす事業者は大企業にあたるため対象外 製造業：資本金3億円以上かつ従業員300人以上 卸売業：資本金1億円以上かつ従業員100人以上 サービス業：資本金5,000万円以上かつ従業員100人以上 小売業：資本金5,000万円以上かつ従業員50人以上
	中小企業		○	
宗教法人 学校法人 福祉法人など	大企業		×	○基礎の撤去は2階建て以下かつ高さ10m以下の建物のみ対象
	中小企業		○	
集会所			○	○町が認定調査を行い「半壊」以上と判定されれば対象

対象外のもの

△ … 現地確認で対象となるかを確認
× … 対象外

項目	り災証明	被災証明	備考
ブロック塀		△	○住居部分の解体に伴い、作業をするうえで撤去が必要な場合は解体の対象となる。
よう壁		△	
敷設物(アスファルト等)		×	
事業所の設備・機械類		×	
地下室		×	

対象範囲のイメージ図

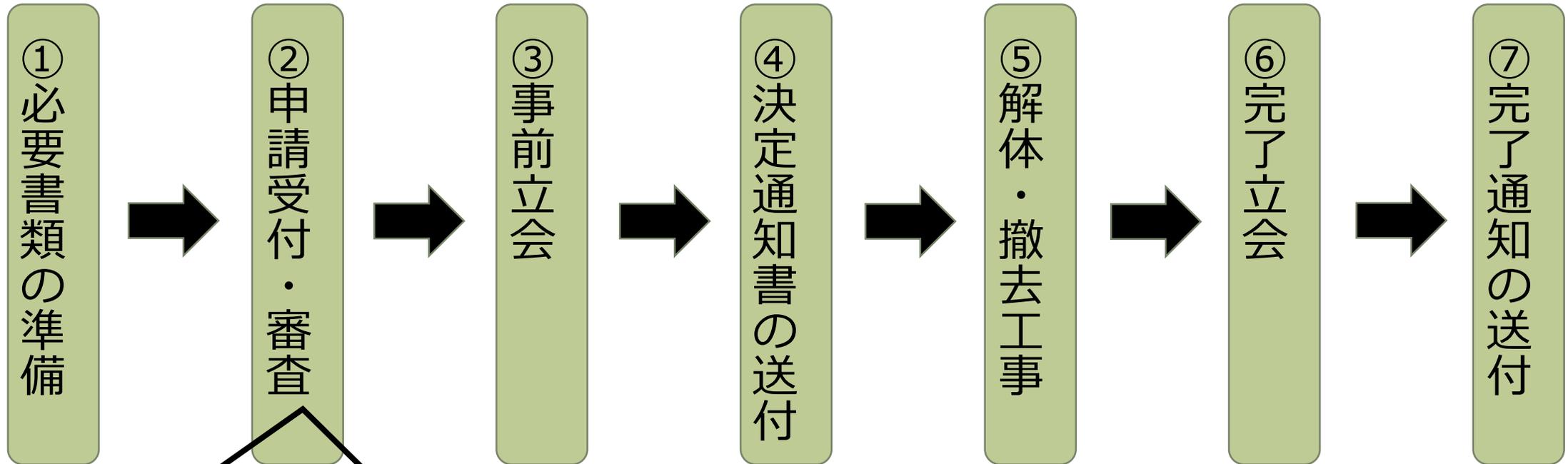


公費解体の対象となる方

発災日（令和6年1月1日）時点において、
被災家屋等を所有している方

※発災日以降に相続等により所有権が移転した場合、
所有権移転後の所有者も申請可能です。

公費解体 受付～解体・撤去までの流れ



必要書類の準備が整いましたら、**役場生活環境課**へ申請書類のご提出をお願いします。

※対象になるかわからない場合は、お問い合わせください。

生活環境課：TEL 076-288-6701

申請書類の配布場所

- 津幡町役場 生活環境課
- 津幡町役場ホームページよりダウンロード

【公費解体】受付～解体・撤去 流れ①

①必要書類の準備

□公費解体申請に係る必要書類をご準備ください。

※必要書類の種類については、別添「必要書類一覧」をご確認ください。



【公費解体】 受付～解体・撤去 流れ②

②受付・審査

□令和6年4月1日(月)から受付を開始します。

□受付期間

令和6年4月1日(月)～9月30日(月) (予定)

□窓口時間 8時30分～17時15分

□受付場所 津幡町役場生活環境課

□受付方法 原則、持参 (郵便も可)

【公費解体】 受付～解体・撤去 流れ③

③事前立会

- 現場立会で解体する建物の確認や解体方法、作業の流れ等を決定します。
- 立会の終了後に、郵送にて解体・撤去決定（または不決定）通知書を郵送します。

※やむを得ず申請を取り下げたい方は「取下書」の提出が必要です。
生活環境課まで取下書をご持参ください。

【公費解体】 受付～解体・撤去 流れ④

④決定通知書の送付

□事前立会の調査結果により解体・撤去の可否を判断し、郵送にて次のいずれかの決定通知書を送付します。

◇被災家屋等の解体・撤去通知決定書 … 解体業者名を記載します

◇被災家屋等の解体・撤去不決定通知書 … 不決定理由を記載します

【公費解体】 受付～解体・撤去 流れ⑥⑦

⑥完了立会い

- 解体・撤去工事の完了後、現場で立ち会い、工事完了を確認いただきます。

⑦完了通知の送付

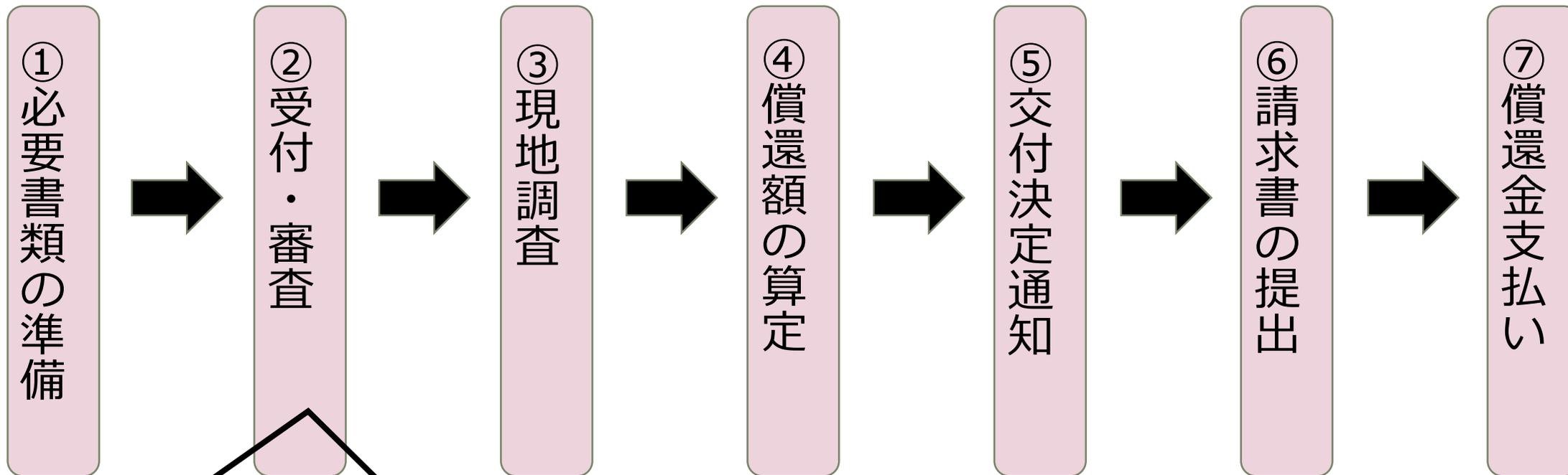
- 町から被災家屋等の解体・撤去完了通知書を郵送しますので記載内容（被災家屋等の所在、概要及び解体完了日等）をご確認ください。

自費解体の対象となる方

令和6年4月30日(火)までに、
被災家屋等の解体工事の契約を締結した方

※発災日以降に相続等により所有権が移転した場合、
所有権移転後の所有者も申請可能です。

自費解体 受付～解体・撤去までの流れ



必要書類の準備が整いましたら、**役場生活環境課**へ申請書類のご提出をお願いします。

※対象になるかわからない場合は、お問い合わせください。

生活環境課：TEL 076-288-6701

申請書類の配布場所

- 津幡町役場 生活環境課
- 津幡町役場ホームページよりダウンロード

【自費解体】 受付～解体・撤去 流れ①

① 必要書類の準備

- 自ら解体業者に発注し、解体・撤去を完了してからの書類準備になります。
- すでにり災証明書が「半壊」以上で判定されている物件以外は物件が存在しない状態での判定となりますので、**被災状態が確認できる証拠写真が必要となります。**（被災状態が確認できない場合は対象となりませんのでご理解ください）

※必要書類については、別添「必要書類一覧」をご確認ください。

【自費解体】 受付～解体・撤去 流れ②

② 受付・審査

- 令和6年4月1日(月)から受付を開始します。
- 受付期間
令和6年4月1日(月)～9月30日(月)
- 窓口時間 8時30分～17時15分
- 受付場所 津幡町役場生活環境課
- 受付方法 原則、持参（郵便も可）

【自費解体】 受付～解体・撤去 流れ③

③現地調査

□解体撤去が行われたことを確認するため、現地調査を行います。

※訪問日の事前連絡はしません。

※町の調査員が敷地内に立ち入る可能性があるため、あらかじめご了承ください。

【自費解体】 受付～解体・撤去 流れ④⑤

④償還額の算定

□現地調査で解体が確認できれば、償還額を算定します。

※町の基準により算定した額が、解体業者等へ支払った金額を下回った場合は、その差額については申請者のご負担となります。

⑤交付決定通知

□償還金交付（または不交付）決定通知書等を送付します。

【自費解体】 受付～解体・撤去 流れ⑥

⑥請求書等の提出

- 交付決定通知書と合わせて、請求兼口座振込依頼書を送付します。
- 交付決定通知書の発行日から、30日以内に請求書等を生活環境課に提出してください。

※添付していただく通帳（写し）の名義人は、申請者（解体工事の契約者）に限ります。

【自費解体】 受付～解体・撤去 流れ⑦

⑦償還金支払い

- ご指定の口座に交付額を入金します。

解体・撤去にあたってのお願い

★解体作業にあたり、**近隣の方々に対して十分周知・説明を行い、以下に該当する場合は関係者の同意を得てください。**

隣接地を掘削する必要がある場合

家屋等の解体作業時に隣接地に侵入する必要がある場合など

★立会いの時までにお引越しを済ませてください。

立会いの時は、原則としてお引越しが終わっていることが前提です。お引越しの日程が未定の方は、早急に決定願います。

申請受付（公費解体・自費解体）

★受付期間

【公費解体】

令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月)（予定）

【自費解体】

令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月)

※令和6年4月30日(火)までに契約したものが対象

**★ご不明な点がございましたら、津幡町役場生活環境課
（076-288-6701）までご連絡ください。**